

平成29年3月8日（水）

（お知らせ）

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

＜宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表＞

環境省東北地方環境事務所は、本日、鉄建建設株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

＜問い合わせ先＞

環境省東北地方環境事務所 総務課
課長：伊藤、補佐：高橋、係長：阿部
TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
鉄建建設株式会社	東京都千代田区三崎町2丁目5番3号

2 指名停止措置期間：平成29年3月8日～平成29年4月7日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

鉄建建設株式会社は、東日本大震災で被災したJR大船渡線の復旧工事に従事していた労働者が勤務中に倒れて死亡した事件について、同労働者に対して死亡した前月、労使協定で定めた上限を超える時間外労働を行わせていたとして、労働基準法違反の疑いで、同社と同社の現場所長が平成28年12月27日に略式起訴され、平成29年1月10日に大船渡簡易裁判所からそれぞれ罰金30万円の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のこととは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境省第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第15号に該当する。

従って、本件については、1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内